

第23回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年4月11日（金）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3 出席委員（15名）

| | | |
|-----|----------|----|
| 2番 | 音島 義孝 | 委員 |
| 3番 | 大伴 四郎左衛門 | 委員 |
| 4番 | 濱田 博之 | 委員 |
| 5番 | 井上 一夫 | 委員 |
| 6番 | 小谷 英利 | 委員 |
| 7番 | 森元 直紀 | 委員 |
| 8番 | 音野 茂 | 委員 |
| 9番 | 上田 雄亮 | 委員 |
| 10番 | 正田 富美子 | 委員 |
| 11番 | 万木 巳壽 | 委員 |
| 12番 | 本郷 忠史 | 委員 |
| 14番 | 西村 浩 | 委員 |
| 15番 | 森 繁孝 | 委員 |
| 16番 | 石津 正嗣 | 委員 |
| 17番 | 上坂 雅彦 | 委員 |

4 欠席委員（3名）

| | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 村田 省三 | 委員 |
| 13番 | 上野 壽久 | 委員 |
| 18番 | 安井 善次 | 委員 |

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第100号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第102号 農地法第51条第1項に該当する事案について

報告第125号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第127号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第128号 農地の転用事実等に関する照会について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

9 議事概要

事務局長 定刻になっておりますので、第25期第23回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の齊唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっており、本日は議席番号の6番小谷英利委員に先唱いただきますので、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章齊唱 >

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります小谷英利委員にお願いします。この後の進行についてどうぞよろしくお願ひいたします。

副会長 失礼します。それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

欠席委員は本日は、上野壽久委員、安井善次委員、村田省三委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名でございますので、在籍委員の過半数に達しております、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告を申し上げます。

それでは次に、会長からご挨拶がございます。よろしくお願ひします。

会長 <会長挨拶>

副会長 会長、ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願ひいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

12番 本郷 忠史 委員

14番 西村 浩 委員

よろしくお願ひいたします。

ただいまから議事に入ります。

なお、お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え付けていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

まず初めに、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1 の北小松及びNo.2 の南小松につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 まず、No.1 からご説明をいたします。

本件は、4月2日に譲受人と推進委員、そして私の3名で立会い調査を実施いたしました。本件は、先ほども事務局からご説明がありましたように、譲渡人が財産整理のために本件農地を譲受人に贈与されるものでございます。譲受人は、ご夫婦で長年にわたり農業をされており、経験も技能も設備も有しておりますので、さらに息子さんもおられることから問題ないというふうに考えております。農地は、写真3ページをご覧いただきたいんですけども、昨年まで耕作が続けられており、これも問題ないと考えます。

以上により、本件に問題ないと考えますので、ご承認をいただきたく思います。

続きまして、No.2ですが、これも4月2日に譲受人のご夫婦と代理人、推進委員、そして私の5名で立会い調査をいたしました。譲渡人さんは、近隣地域に在住の方で、本農地の保全管理を続けることが困難ということで、いざなに当たる譲受人に贈与しようとされるものでございます。7ページの

写真のとおり、本農地には申請どおりに柿の木が植えられておりまして、写真では草が伸びておりますが、現在は刈られており、適切に管理をされています。譲受人は、かねてより農業をされており、経験も設備も意欲も有しております、譲受けに何ら問題ないと考えます。

以上により、本件申請に問題ないと考えますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.3の八屋戸、No.4の南船路及び八屋戸、No.5の南船路につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委 員 まず、3番です。3番、4番、5番とも地元の方で、昔からよく存じてる方です。別で仕事をお持ちの傍ら農業をやっておられたんですけど、この1月に亡くなられました。その方が娘さんがおられまして、その娘さんにこの家建物、農地、山など、皆処分せえということで、遺言というんですかね、お父さんから聞いておられまして、当初は話を近所で聞いたときには財産放棄を娘さんにせえということで言っておられまして、それが今回こういうふうに上がってきました。私も詳しくは存じないですけど、1月の段階では近所の方にも、○○さんは農地は誰かにやってもらっていて、その人にはちゃんと財産放棄するからということを管理してもらってる人にも伝えておられました。ただ、今回このように農地に関しては売買ということで上がつてきましたんで、立会いをさせてもらいました。4月3日、農業推進委員と、それから申請者、3番に関しては○○さんですね、夫婦で来られまして、この方は実際農業は今まで全然経験しておられません。電気の請負工事をやっておられる方で、○○の近くに住んでおられたんですけど、今回全部財産放棄ということで屋敷ごと買われまして、11ページの写真を見ていただいたら分かると思うんですけど、○○の本当浜側ですわ、一等地ですわって言ってましたわね。しかし、田舎にあるからほとんどあまり値打ちはあるようないようなことで、奥に見えてるのが倉庫等いろいろあります、その手前が畠、今回お買いになりました。実際まだ初めての農業体験ということで、ちょっと心配でどうでしょうかと奥さんに聞いたんですけど、ぼちぼちやりますということで話しておられました。

それで、問題点が1点ありますて、写真の3番のここが○○さんも使っておられたときには、ここは水路がないもんで、水をここは湧き水で、水がたまってる場所でしたんですね。水をこっからくみ上げてやっておられました。実際水が湧いてますんで、何にするにも農業に対しては作付には大変難しいかと思います。だから、この3枚ある中の水の便として一帯としてこの場所を使っておられました。私も神社の関係でショウブが生えたときにここにようもらいに上がったこともあります。そういう件で実際はこの地は畠と

して利用できるかどうかはご審議いただきたい点でございます。ただ、ほんでも水の便がないんで、水利として利用してたのではないかと思います。

以上がこのうちの3番、次が4番ですね。同じく譲渡人が一緒なんですけど、譲受人、これがまた〇〇さん。私も推進委員と農業委員でこんで4回目ですわ、この人がお買いになるっていうことで。実際地域は圃場整備もされてない、ほんまに大変な場所です。軽トラ1台通る道しかないです。人も交互通きない、そういう場所でこの方は3回目で3か所お買いになりました、私が立ち会った中でもね。それで、今回念押しで聞きました、去年お買いになったとこも実際耕作はされてません、これはどうなんやと。いや、やる者にはお願ひしてるんですけど、ここにも上がってますように、雇人5人と書いていますね。

委 員 17ページ。

委 員 17ページに、これには書いてないですね。

委 員 現在臨時雇用5名。

委 員 そうですね。臨時雇用5名。

委 員 3番目に書いてあります。

委 員 その中の1人には去年のとこもお願ひしてたんですけど、実際保全管理だけをされてるという状態です。それ以外にも、私がタッチした田は皆見たんですけど、保全管理がほとんどでして、だからそれで当地区としては問題点もあると思うんですけど、5番の〇〇さん、この人は〇〇の在住の人んですけど、地域ではある程度の権力者ですわ。その方がおっしゃってましたように、農地は誰も買う者がいいひと。こんだけ圃場整備もされてない、こういうところで相続する者がいいひんかったら往生するんだと。こういうふうにお買いになって管理だけでもしてもらえたならありがたいとおっしゃってました。だから、そういう点をどう考慮するかというところで、私は問題点もあるが、きょうび金を出してでも農地を買ってほしいという状態で、まだ買っていただけるだけでもありがたいと。農地をちゃんとしてもらってたらいざ何どきでも作れると思う。また、それを利用する方があればまたそういう面でも今後のためにもなると私は思って取りあえず立会いをさせてもらって、そういう判断ではないかと私自身では思っております。

あと、5番ですね。ある程度の権力者で、言うたら〇〇の田は皆買ってくれと、〇〇さんに、冗談交じりで言っておられたぐらいです。若い者は全然農業せえへんし、まるっきり困ってる地域やというところですわ。この方は、自分の田がその隣にあって、その隣の場所をお買いになったわけですわ。写

真で20ページの写真ですかね、これでは草が生えてますけど、私が立ち会ったときにはちゃんと草刈りして耕作の準備をされてましたが、この土地も本当に狭いです。135しかないですね。現実にこれをまた耕してやりまっかというような場所ですわ。これ何で狭いかいうたら、この地区では工事されたんですね。そのときにもう少し3倍か4倍場所があったところは、言うたら道路のためにちょっと残ったというところで、譲渡人の○○さんも困ってるんやと、ただ保全管理だけはさせてもらてるというような話を昔は聞きました。そこを○○さんが、隣やし買って、俺はこの隣を植えてると。その隣できたら耕作してやりたいとおっしゃってたんで、はい、そうですかということでお聞きしました。

以上が3点、私の担当でございました。多々問題点もあるかと思うんですが、農地を守るためにこれは最低の条件ではないかと私は思うんで、皆さんの慎重なご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、No.6の伊香立生津町につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 今回この農地に関して、立会いが4月2日の水曜日に私と推進委員、そして申請人と譲受人の合計4人で立会いを行いました。この方なんですが、ちょっと写真でいきますと、下の写真の奥側の木の生えてるところはこの方の持ち物で、この中にもシイタケを原木で栽培されておりまして、その前にある農地を今回購入という形で引き受けられると。写真の1番目を見ていただきますと、真ん中に竹がありまして、竹から前の部分がその農地というふうになっているということでございます。今回この方が家がすぐこの隣にありまして、まとめて管理するということで、現状シイタケを植えておられましたので、栽培技術等その辺の問題もないかというふうに感じます。きれいに管理もされておりましたので、荒れるということもないようにも思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、No.7の仰木二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 7番ですけれども、去る3月29日の1時から申請代理人さんと譲受人、お母様です、とその息子さんと、あとこの近隣で長年農業をしてらっしゃる大先輩とこぞって確認をさせていただきました。この譲受さんは、ほかでも○○のところで田んぼを持ってらっしゃるんですけども、自分とこの、要

するにこの譲受人さんからした子供たち、孫たちの食べるお米が現状では少ないということもありまして、昨今の米情勢もあって自分たちの食い分は自分たちで作るっていうために、飯米を作るために、譲受人のご主人が最初年末に申請を上げはりました。申請を上げてる最中にご主人がお亡くなりになられて、そのお父さんの意思を継いで、今後これは奥様が譲受人となって申請を上げていらっしゃる最中に、代理人の方も亡くなられて、申請がずっと止まってたんです。今になってようやくこの申請書が出されて現地確認をさせてもらうっていうことになってまして、29ページのほうに今年の分から水稻を作付しようと、写真はこの草むらは草だらけになってますけど、もう今ハンマーナイフで刈り取って、畦付け機で畔までつけてもらとかはります。すぐに作付できるようにはなってるんですけど、ただ昨今この申請が通って承諾せえへん限り手をつけたらあかんでっていうことでお願いしてたんで、苗の準備もしてはりません。ですから、苗の準備ができたら今年から作付をしたいと。苗の準備ができひんかったら来年から作付っていうことになりますけれども、営農に関してはこの近所で一緒にしている大先輩が親戚の方でいらっしゃいますので、その方とこの今度譲受人の息子さんが中心となって営農されるような計画を聞いておりますので、3条に関しては何ら問題ないかと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.8の平野一丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 8番目の件でございますけれども、4月5日の土曜日、推進委員の○○さんと私、それと貸手さん、それから借手さん、この4名で現地を立会い調査をさせていただきました。

借手の方は貸手のおじさんに当たりまして、貸手の方はまだお若くて現役で働いておられてることもあるって、農地がなかなか手をつけられないということでおじさんに頼まれたということで、おじさんという、借手さんは80歳ですが、現地の31ページの位置図を見ていただきますと、当該地、黄色の部分の右側、東側なんですけども、これは借手さんが3筆ある土地をせまち直しして約3,000m²、3反ほどあるんですけども、そこで営農されてまして、隣に黄色い当該地、○○さんがお持ちの土地が1,100m²ちょっと、1反ちょっとの土地があるということで、おじさんにこの土地の利用、貸しを頼まれたということです。既に借手さんは高齢なんんですけども、現地で立会いさせていただきますと、とても健康な、外見だけですけれども、健康な方で、農地に対する意欲もあるということで、農機具ももちろん隣の土地をされてますのでそういうものにも問題ないということで、現地で確認をさせていただきました。ただし、高齢であるので、5年間の貸借契約をして3条の許可を得たいということで、現地で聞き取り調査をさせていただきました。

た。

ただ、ここは地域計画外のちょうどはざまですが、地元では生産調整は管理人というのがしなくてはいけないということで、2年水稻、米作りをして、1年は種を植えたり畑をしたりするということで、継続して農地はやると、農地を利用させていただくということの確認をさせていただきました。特に問題はないと思いますので、考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、何かご意見、ご質問はございますか。

委員 1つ先ほどの件で言い忘れまして、4番、この方がお買いになる、17ページに書いてますが、農機具は田んぼをするには持っておられないような状況で、以前にもこの場で質問があったと思うんですけど、右側に書いてます當農組合にお願いしていると。どこの〇〇かということで、今回お聞きまして、〇〇とおっしゃってましたんでご報告させていただきます。

議長 ほかはございますか。

委員 1つ確認します。先ほど保全管理っていう言葉が出ましたけど、保全管理は耕作のように供してあるっていうふうにみなして、一応耕作するっていうふうな意思さえあればそれで農地として認められるというふうに解釈していくんですね。よく出てきますけども、保全管理は、一時的に休耕田とかそういった分類でよろしいんですか。

事務局 今おっしゃってくださったとおり、いつでも耕作ができるような状態であればそれはカウントされるというふうに。おっしゃるとおりです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

事務局 以上です。

議長 ほかございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
No.1について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第100号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。
なお、本案件は顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いたしませんでした。
農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について地元委員のご意見をお伺いします。
No.1の和邇南浜につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 3月の下旬に申請人に立会いに来ていただきまして、推進委員と現地確認をさせていただきました。僕の知ってる限り、数十年このまま使用されてる状況で、事務局からも説明があったように、周辺に農地もありませんので、農業に関して影響は何らありません。そのほかも顛末書に書いてあるとおりになりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。
この件につきまして何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第100号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。
3月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 今回の現地調査、一日立会としてやらせていただきまして確認をしました。まず、No.1の現地ですけど、もともとこの土地の持ち主については○○さん、また譲受人であります○○さんということで、同一人が所有しておられるという土地でございまして、その土地につきましては、今回申請にありましたように使用貸借で駐車場を設けたいという話からこの申請が出てきたわけでございます。

なお、面積の内容について記載がありますけども、2段になっております田及びうち山林という状況の中から、下手側の見ていただきました図面におきましては、写真のとおり下手側にその場所を確認を受けるということで申請をされました。上手側には一部ありますけども、ブルーシートにかかったような場所があって、ここの部分においてその面積の分け隔てをしてやるということで、上手側につきましては畠等でそのまま使用する、なおかつ下手側の分において駐車場の分として使用するということでございます。通常、確認の際には水利の関係等も併せて確認をするわけですけども、当日○○さん、また現地の造成等をされる業者さんがお立会いをいただいた上で状況の確認をさせてもらいました。もともとお持ちの土地が田であるわけですけども、それを一部舗装して駐車場にするということで、○○の駐車場をここに設けるということでございまして、農業としての分での確認じゃなしに、あくまでもこれは駐車場として利用されるということから別に問題はないかというように判断をしております。皆さん方のご審査をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、No.2でございます。

No.2につきましては、伊香立上龍華町にあります譲渡人、所有しておられる部分においての譲受人に売買という流れの分での申請でございます。先ほども事務局からの説明ありましたけども、中古の農業車両等を扱う事業所であった譲受人が手狭になったため譲渡人のお持ちの場所を売買で利用するという形での申請でございまして、当日は譲受人と、そして譲渡人、また代理人をされます事業者のお立会いの下、そこに推進委員の出席を求めて確認をさせてもらいました。まず、中古の農業機械を売買するためにその場所が手狭になったために、この写真の位置に譲渡人から譲り受けて敷地を拡大するという形での申請であります。現地確認をさせてもらいました中で一番気になりましたんが、中古の機械が非常に多いということについて、売買する分においての売れ行きが悪いというような状況の中での購入ですけども、中古の機械であったとしても、水利の関係と田畠に対する影響があるかないかを確認しましたところ、隣の使用されておりますうちの所有者からは別に問題はないというように了解をいたしておりますということで、中古機械ですと当然オイル漏れとかそういうものが発生する可能性があるんですけども、それを十分確認をした上で取扱いをさせてもらてるということにおいての了解を得ているということでございますし、この売買についての土地の使用については別に問題はないというふうに判断をいたしております。皆さん方の確認をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

なお、No.3の坂本五丁目につきましては、一日立会委員の現地調査は実施いたしませんでしたので、続きまして地元委員の意見をお伺いしたいと思います。

No.1の荒川につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 事務担当の方と一日立会委員から詳細が説明あったんで、私からはもう言うことはほとんどないんですけど、転用目的ですね、駐車場ですわ。田舎は皆歩いていかれて掃除とかされてましたけど、時代の変化で今車社会で、駐車場が必要になってきました、以前でしたら近くは皆歩いて帰ったんですね。ただ、今高齢化になって、歩かんと車で来る人が増えてきたと。ほんで、道に止めて、盆とか正月の掃除のときに困るという問題がずっと発生してまして、このように転用して駐車場にしたいということをおっしゃってましたんでご報告申し上げました。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.2の伊香立上龍華町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 詳細に関しましては事務局とあと一日立会委員からもご説明がありましたとおりで、補足しますと、オイル漏れに関してなんですが、こちらは農機具を置かれる際に全てオイルを抜かれてます。抜いた状態で保管されているのでは漏れることはないということでした。そのオイルに関しては、こちらの事務所のほうで廃油ストーブで使われる所以、どっかに保管するということではなく使用されているということでした。

51ページを見ていただきますと、申請地のすぐ上手に○○川が流れ来て、懸念されるのはここにオイルが漏れるということでしたが、伊香立という地域はクリーンセンターがあつたり最終処分場があつたり、○○がいたりとかで、こういう汚染に関しては結構ナーバスな地域であるかなというふうに自己判断します。こういうことで何かオイル漏れなり何なりで汚染があると、多分すぐ騒がれるような地域でございますので、ここで十何年以上商売されてる中でそういうことは一切今までなかったということで、私は問題ないかというふうに思います。

51ページを見ていただきますと、すぐ隣地に田が2筆あります、○○さんの所有の田なんですが、こちらは○○さんが保全管理をされているような状況で現在作付されておりませんので、近隣に関しては問題ないかと。これ以外の近隣の農地に関しては私が耕作してるところになりますので、今のところおなかが痛くなったりとかはないので、現状何も問題ないかというふうに感じます。

懸念されてるところは以上そういうところでしたが、こちらに関しては問題ないと判断しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、No.3の坂本五丁目について、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 本件につきましては、12月の定例会において第3条申請で一旦終了した土地でございます。その土地の中に50年前から建っていた立派な農機具小屋がありまして、それが今回問題になりまして、3条申請の中にそういった納屋があった場合はその分だけ分筆して今回一回5条申請に上げて所有権移転をする手続を取っただけの話で、4月5日の日に土地家屋調査士と、それから所有者、それから譲受人、私と推進委員、当時5人でもう一回再度現場を確認させていただきましたけども、買われた農地は譲受人の○○さんがもうこれから春先の耕作をしておられまして、○歳でまだまだ若い方で、農業に関する意欲は持っておられ、そこら辺は問題ないと考えておりますんで、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございました。
これらにつきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員 特に3番なんですけど、特に内容についてはどうもないんですが、この顛末書、64ページを見ていただきますと、○○さんからになってるんです。ちょっと事務局にお聞きしたいんですけども、これは譲渡人ですよね。この方がこの顛末書を書かれてると。本来は、一体どっち、これは申請者は申請をしてて、○○さんが申請をしたというふうに書いてるんですが、真の申請者はどっちなのかまず1点と、譲渡人でもどちらでもこの顛末書は問題ないのか、この2点ちょっと教えていただけませんか、今後のために。

事務局 今回No.3の方の顛末書につきましては、譲渡人の方から頂いた形にはなります。それは、この方が実際に農地を転用手続をすることなくやってしまったというところの経過を説明する資料として提出いただいたものですので、この案件につきましては譲渡人から頂くという形でお願いをさせていただきました。

以上です。

委員 結果的にどちらが出してもよいということなんですね、内容さえ分かれれば。ここに書いてるように、申請されたのはどちらなんですかね。申請をしてというふうに書いてますよね、これは○○さんが申請したと。

事務局 5条の許可申請に関しましては、申請につきましては譲渡人、譲受人、それぞれが申請人ということになりますので、実際にそういった中でどの方が何をしたかっていうところが大事になってきますので、今回につきましては譲渡人の方が農地を転用してしまっていたことでの顛末書をご提出いただきました。

以上です。

委員 分かりました。

議長 そのほかございますか。

委員 2番の案件ですけど、これは田んぼに中古機械を今50ページの写真のように山盛り置いてはるんですけど、これはそのまま顛末案件で片づけはるつもりですか。農地に戻してから申請して、許可を得てから開発するっていう大前提是今回のケースはもういいということの理解でよろしいですか。

事務局 原状に復した状態で申請させるということもちろん基本としてはあるんですけれども、今回の土地につきましてはそもそももの置き場所がなくて大量

の農機具が置いてある状態というところもございまして、申請前にちょっと事務局内でもいろいろと取扱いについて協議をした上で、今回につきましてはやむを得ないものとして、この現状の状態で申請をいただいて顛末案件として処理をしようというふうに考えて判断をさせていただきました。

以上です。

委 員 今後の勉強のためにお教えいただきたいんですけど、前にもありましたけど、土建屋さんが仮置場にすると言うて碎石を入れはったけど、それは全撤去させて復元した状態で申請して、承認されてから開発を取らさはった案件と、今回の農業機具がいっぱい置かれているところを撤去せずにやむを得ないって言われるところの線引きはどこなのかなっていうのを今後の判断のためにお聞かせいただきたいんですけど。

事務局 明確な線引きと言われますと、ちょっとこの場で全体をご説明することはできないんですが、基本は他法令の関係等も見た中で、例えば開発許可を取るべき案件があるのかとか、青地農地がかかっていないかとか、その辺りで原状回復をどのあたりまでさせるかというのも変わってくると認識しておりますので、申請土地がどういった場所にあるかでちょっと個別で判断していくものかなというふうな認識をしております。

以上です。

議 長 これは一遍線引きの辺を事務局で考えたほうがええんじゃない。

事務局 顛末の処理の仕方ですね。

議 長 うん、今委員さんが言ってた。

事務局 実際最近顛末の案件はかなり増えてはきておりまして、一般的な、今回も例えば農業用倉庫が建っていたとか、そういうしたものもありますし、既に道になっていた、進入路になっていた、そういうとこもあるんですけども、それをもちろん全て農地に戻させてから申請してくださいと言うてるわけではないというところが実情としてあります。先ほど私が言いましたように、ほかの法令等の許可が必要なところもいろいろ考慮したり、そういう違法転用の状態を見た上でちょっと判断をしていかなあかんかなということもありますけれども、どのラインに持っていくかというところはちょっと一定整理はしておかなければいけないというふうな認識はしております。

議 長 一遍ちょっとその辺委員さんに分かるようにしてもらわないと、ちょっとあやふやになってしまいそうなので、ちょっとその辺事務局で一旦。

事務局長 調査研究してまいります。

議 長 ただいまの質問に関してちょっとそういう意見が出ましたので、そういうことでまた皆さんに報告させていただけるようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委 員 見る人が見たらこれは悪質な転用やん、違反転用やんって言われたときに農業委員会は何すんなり通しとんねんって言われると、我々農業委員会が突っ込まれますんで、せやしそれを理由づけするためにこういう理由で顛末で処理をさせてもらったんですっていうのが証明できないと、我々農業委員会が突っ込まれますから、それを補佐してもらえるのが事務局やと思ってるんで、その線引きを事前に聞いといて、今後もこんな案件が出てきてたら、それを線引きに考えて違反転用をしてはる人に指導もできますから、その辺をお教えいただきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

議 長 そのほかご意見、ご質問ございませんか。

委 員 うちらは市街化区域の農地で、今伊香立のここは第2種農地かな、今置いてんのは。あまり農地として値打ちのない農地って言うてもええのか、雑種地に近いような農地。すぐ物を置きたがるわな、誰しもが。ほんで、うちらは100%市街化で一部今あったように調整区域が若干〇〇の中にあるんですけど、近所には、そこらはほとんど第2種農地、ほとんど市街化農地で、顛末案件っちゅうのはなかなか一件一件聞いてみたら顛末案件が数多くある。それが今私が説明した納屋。昔から200m²を超えてへん農小屋はまあまあ大目に見て造ってもらたらええでっていうようなことで、実は私もそこのトラクターを入れてる小屋も200m²ってなもんじゃない、その半分ぐらいで、おやじが造ってくれてる農小屋。

委 員 用途変更できますわね。

委 員 そうそう。ほんで、それはあくまでも田んぼになっとるわけです。ところが、それ以上大きいところは割とあるんで、そこに電気を引いたり、それから脱穀設備が入ったりするような納屋もあるんです。それはほんで調べてみたら、半世紀以上前、親の時代、農業が盛んなときは家に持つて帰つてもみすりしてるんやったら自分の田で納屋建てて電気引いてそこでもみすりして、一切ほんで米だけ持つて帰つてこうみたいな考え方で建つてるような納屋があるんですね。ところが、その後継者たる者はそんだけ熱心にせえへんから、要するに農業せえへんから、そのまま放置して、不動産屋が買いに来て初めて立派な納屋っていうのが分かって、ほとんどはそれは今言ったように宅地化せなあかんような物件もしばしば我々が見た中ではあるんやけど

も、それを一件一件うちらの農地パトロールの推進委員にあっこを聞きに回れ、ここを聞きに回れと言うて、そんなことしてたら袋だたきに遭わん状態になるんですわ。おまえはそんなこと言うんやつたらほつといてくれと、農業委員や推進委員は邪魔すんのかいとなってくるとこがあるわけですわ。ほんで、うちはもう近日売るんやと、言わんといてくれというのがうちら市街化区域の農地もやりにくいところがあつて、おまえらがたがた言うんやつたら不動産屋が買いに来とんのやから、あれは売ってしまうがな、というようなことがあって、顛末案件でほじくつたらほんなことも出てくるようなとこがあるんですわ。ところが、親が死んで相続するようなときに初めて出てきたり、それを今うちらでもほじくり回って、過去、ほんで半世紀前ぐらいのところをほじくって回つたら、推進委員も農業委員もちょっとなかなか地域でやってられへん、反目に遭うてしまうような状態になるんですよ。先ほど委員が言われることも分かんねんけど、その辺も考慮に入れてよろしく検討していただきたいなと思いますんで。

以上、私の意見として。

議長 ありがとうございます。
そのほかございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、お諮りします。
No. 1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。
挙手全員により、議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 ありがとうございます。
挙手多数により、議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第102号 農地法第51条第1項に該当する事案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委 員 確かに○○に対してはいろいろ弁明書とかいろいろやり取りをされてるのは理解しておりますけれども、最初相手方に出したのは3社に出されてたと思うんです。○○以外に2社あったと思うんですが、そのときは3社から弁明書みたいなものが、同じ文言でしたけれども、出てきてはったと思います。そのときになってきたのは3社連名で、どういう言葉だったか分かりませんが、それも弁明書か何かそのような同じようなことで出てきたんだと思います。何が言いたいかといいますと、○○以外の2社に対しては今後どういう対応をするのか、それともほかの2社は関係ないというんですか、私は一蓮託生やと思うてるんですが、その辺のところちょっとお聞かせいただきたいんですが。

事務局長 是正命令は3社にしております。それに対して審査請求があったのは1社ということになりますので、その是正命令は生きておりますので、その審査請求に対して今回は裁決をするということで、2社から審査請求が出てきましたら同じようにそいつた審議をして裁決をすることになります。ですので、是正命令自体は3社にまだ共に生きている状態です。

以上でございます。

委 員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

そのほかございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長　　挙手多数により、議案第102号 農地法第51条第1項に該当する事案については原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告案件です。

報告第125号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第127号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第128号 農地の転用事実等に関する照会について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長　　ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問ございますでしょうか。
よろしいですか。

(なしの声)

議 長　　ご意見、ご質問等もないようですので、そのほか何かございますか。

事務局　　私のほうからその他の報告としまして前回の議案第94号 農地法第5条の許可申請のNo.1の案件につきましてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、1枚物のこちらの利用計画図のほうをご覧いただけますでしょうか。

前回の総会で5条の転用許可をした案件でございますが、添付をされていた図面が不十分ではないかとのご指摘を受けまして、再度申請者から図面を提出をしていただきました。現地の土地が分かるように再度現況に合わせて長さを測り直していただきまして、図面に落とし込んでもらったものがこちらの利用計画図となっております。許可につきましては前回の総会で既に審議が終わっておりますけれども、こちらの利用計画図を申請の図面とさせていただきたいと思いますのでご報告させていただきます。

以上でございます。

議 長　　ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長　　ご意見等もないようですので、全体を通して何かございますか。

(なしの声)

議長 よろしければ、司会のほうにマイクをお返しします。

副会長 皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして第23回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたしました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議長（濱田 博之 委員）印

委員（本郷 忠史 委員）印

委員（西村 浩 委員）印